

令和4年度第1回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会会議録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	令和4年度第1回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会
開催日時	令和4年5月26日（木） 午後3時～午後4時30分まで
開催形式	ハイブリッド形式 【会場】高松市防災合同庁舎（危機管理センター）3階301会議室 【Web】Webex Meeting
議題	(1) 指定地域密着型サービス事業所の指定等について (2) 地域包括支援センターの運営について (3) 地域包括支援センター運営業務の委託化について (4) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	虫本職務代理、今城委員、石川委員、上田委員、植中委員、喜田委員、喜多委員、小西委員、近藤委員、鈴木委員、田中(邦)委員、田中(克)委員、古川委員、前田委員、松村委員、三瀬委員、元木委員
傍聴者	0人、報道0社
担当課 及び 連絡先	長寿福祉課 087-839-2346 介護保険課 087-839-2326 地域包括支援センター 087-839-2811

審議経過及び審議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。  
次のとおり、会議を開催した。

1 開会

健康福祉局長挨拶

会議を公開とすることを確認

2 議題

(1) 指定地域密着型サービス事業所の指定等について（資料1）

事務局から説明

(2) 地域包括支援センターの運営について（資料2）

事務局から説明

(3) 地域包括支援センター運営業務の委託化について（資料3）

意見及び質疑応答

A委員

〈議題(2)について〉

資料2のP1の地域包括支援センターの担当地区名について、高松市には44地区のコミュニティ協議会があるが、その44地区がここに地区名として記載されているのか。コミュニティ協議会の地区名に合わせるのであれば、「香川」という地区はないと思う。また、「大野」、「浅野」、「川東」という地区名が記載されておらず、「国分寺」も北と南に分けずに記載され、地区数が41となっており、数が異なるため気になった。

保健委員会やコミュニティ協議会の方からすると、「自分の地区が載っていないではないか」となると思うので、できれば記載してほしい。

事務局

〈議題(2)について〉

地域包括支援センターの地区割名の表記については、総合センターの地区割名とおおむね同じにしている。コミュニティ協議会の地区割名と異なるということで、今後同じ表記にすることについては検討していきたい。

B委員

〈議題(2)について〉

資料2のP8の成年後見人制度について、市民後見人養成講座やフォローアップ研修を受ければ成年後見人になれるのか。それとも他に何か資格が必要なのか。

事務局

〈議題(2)について〉

フォローアップ研修受講後、実務経験を積んでいただき、高松市市民後見人候補者名簿に登録後、家庭裁判所に後見申し立てを行い、裁判所から選任されたら成年後見人等になれる。特に資格は必要ない。

C委員

〈議題(2)について〉

資料2のP8の成年後見人制度について、例えば施設に入所されている方で、身内が近くにいない方も成年後見人制度を利用することができるのか。

施設の方で、身内の方がなかなか出入りできない場合があると聞いており、その場合、施設の方に財産管理などをお願いすることもあると思うが、成年後見人制度などの利用ができればそういった際のトラブルを避けられると思う。

事務局

〈議題(2)について〉

成年後見人制度では、判断能力が乏しい人について補助・保佐・後見と3種類の形態があるが、それに至らない人についても、資料2のP2の(4)アの「日常生活自立支援事業」という事業の利用が可能となっている。

D委員

〈議題(2)について〉

資料2のP6について、前回の報告書では、「一般介護予防事業」についての実績が記載されていたが、今回は割愛されているようである。介護予防に関する項目なので記載するべきではないか。例えば、元いきいき教室やのびのび元気体操講習会とか、このあたりの実績データがあったほうがよいのではないか。

事務局

〈議題(2)について〉

一般介護予防事業の項目がなくなったことについては、令和3年度から一般介護予防事業の所管が、地域包括支援センターから長寿福祉課に移管になっており、昨年度報告時は令和2年度の実績だったので記載していたが、今回は令和3年度の実績なので記載していない。

D委員

〈議題(2)について〉

資料2のP7の「ケアマネジャーのアセスメント力の向上」について、今後地域包括支援センターの業務を委託するようになった時、ケアマネジャーでしっかりした人がいないと、上手く運営ができないことになるため、とても重要になってくると思う。

事務局

〈議題(2)について〉

ケアマネジャーについては、委託後も引き続き、地域包括支援センターにおいて、地域ケア小会議であったり、介護支援専門員対象の研修や情報交換会などを行い、レベルが落ちないように市から支援を行ってきたい。

D委員

〈議題(2)について〉

資料2のP8のチームオレンジのところで、チームオレンジとはどういう存在なのかについて、また、チームオレンジの立ち上げをどのように行っているのかについて教えてほしい。

事務局

〈議題(2)について〉

チームオレンジについては、令和元年度に国で認知症施策推進大綱というものが定められ、その中の数字目標の一つとして、全市町村でチームオレンジを設置するという目標が設定されている。

チームオレンジの内容としては、認知症の人とその家族、認知症サポ

ーターステップアップ講座を受講したサポーターなどがチームを構成し、認知症の人とその家族に対する生活面での早期からの支援を行うチームとなっている。

高松市でも第8期高松市高齢者保健福祉計画に新規事業として載せており、計画期間中に設置することを目標としている。今のところ、昨年度は設置できなかったが、今年度、チームオレンジの担い手となるボランティアの方を募集し、現在40名ほど登録していただいている。高松市全体で40名なので、まずは地域包括支援センターの7ブロック単位のうち、今年度2ブロックでチームオレンジの形を作っていく予定。残り5ブロックについては、来年度作っていききたい。

#### E委員

##### <議題(3)について>

資料3のP4の委託モデル事業について、サブセンター1カ所の開始時期が令和4年度中とあるが、その1カ所はすでに決まっているのか。もし決まっていないのであれば何月からなど目途は立っているのか。

#### 事務局

##### <議題(3)について>

委託モデル事業については検討しているところだが、6月の頭に補正予算の概要がプレスリリースされるので、その時に決定してお知らせする予定。また、公募に2、3か月ほどかかり、引継ぎ等の準備期間が何か月かかかるので、委託開始時期は公表していないが、年度の後半になる予定。

#### D委員

##### <議題(3)について>

資料3の地域包括支援センター運營業務の委託化について、国の方針で地域包括支援センターを委託業務に移行しなさいという指示があり、それに対応しなければならないのかもしれない。そもそも国民のことを考えたところ、地域包括支援センターという存在はとても重要なものである。あまり活用されていないという現状かもしれないが、もっと有意義なものとして育てていただきたい。地域には地域包括支援センターの存在を知らない方がたくさんいるという中で、委託することが果たして正解なのだろうか。

地域包括支援センター自体の活動を活発化して、もっと地域に密着した行政にしていくべきである。委託させてごまかそうという国の方針はどうか、市の方にお伺いしても仕方ないかもしれないが、私としては賛成しかねる。

#### 事務局

##### <議題(3)について>

国からの指導というのは全くなく、委託か直営かは自治体の判断である。今後、高齢者の人口増加や専門職の確保が難しい状況から、このまま直営だと市民サービスに影響を及ぼすのではないかという危機感があ

り、見直しをしているところである。

今回モデル事業をすることで、しっかりと検証した上で他の圏域に広げていくかどうか検討していきたいと思っており、まずは一カ所試験的に行っていく予定である。

**F 委員**

〈議題（3）について〉

地域包括支援センター運営業務の委託化について、基本的には反対の立場であるが、今回モデル事業から始めて、しっかりと検証するという流れをつくっていただいたことについてはとても良いと思っている。今後しっかりと検証して、こういった場でしっかりと検証結果を報告していただきたい。

**事務局**

〈議題（3）について〉

モデル事業の検証結果については、今後報告させていただきたい。

**G 委員**

〈議題（3）について〉

生活困窮や虐待等権利擁護の事案など、特に早急に対応すべき問題について影響が出てくると思うが、一番は住民の方の生命に関わることにについて緊急時すぐにつながらないといけないので、そういったところがスムーズに流れていくような組織体制を作っていただきたい。

**事務局**

〈議題（3）について〉

虐待事案については、すべて委託先の業務にはならず、立ち入り調査や被養護者の措置入所などについては引き続き市のほうに権限があり、まずは委託先の初期対応になるが、その後の対応については、モデル事業を通して、市がうまく連携できるような体制づくりをしていきたい。

**3 閉会**